

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格※	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	2,010,000	-	-	-	-	-	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	1,490,400	-	-	-	-	-	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	1,346,760	-	-	-	-	-	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	1,296,000	-	-	-	-	-	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	1,009,584	-	-	-	-	-	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	808,452	-	-	-	-	-	

土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	805,680	-	-	-	-	-	-
アクティブ光空間通信システムの通信品質向上に関する研究開発	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	国立大学法人佐賀大学 佐賀県佐賀市本庄町1	1300005002712	会計法第29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったものである。	-	10,283,000	-	-	-	-	-	-
自然災害が多発する阿蘇地域における防災・減災のための無人航空機を用いた時空間地形情報システム	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	国立大学法人熊本大学 熊本県熊本市中央区黒髪2-39-1	2330005002106	会計法第29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったものである。	-	4,381,000	-	-	-	-	-	-
医療事故の発生を抑制する医療事故発生予測技術を可能とするビッグデータ解析基盤の研究開発	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	公立大学法人熊本県立大学 熊本県熊本市東区月出3-1-100	4330005002252	会計法第29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったものである。	-	4,511,000	-	-	-	-	-	-
高度画像復元技術を用いた超小型内視鏡イメージング	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	公立大学法人九州歯科大学 福岡県北九州市小倉北区真鶴2-6-1	2290805003638	会計法第29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったものである。	-	3,614,000	-	-	-	-	-	-
ICTを活用した牛のモニタリングシステムの開発に関する研究	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	国立大学法人宮崎大学 宮崎県宮崎市学園木花台西1-1	1350005001593	会計法第29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったものである。	-	10,218,000	-	-	-	-	-	-

高度画像復元技術を用いた超小型内視鏡イメージング	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	公立大学法人北九州市立大学 福岡県北九州市小倉南区北方4-2-1	5290805003569	会計法第29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったものである。	-	4,160,000	-	-	-	-	-	-
高度画像復元技術を用いた超小型内視鏡イメージング	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年4月2日	学校法人産業医科大学 福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	4290805004031	会計法第29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったものである。	-	2,938,000	-	-	-	-	-	-
ソーシャルメディア仲介ロボットによる認知症自動診断予防システムの研究開発	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年5月30日	国立大学法人長崎大学 長崎県長崎市文教町1-14	3310005001777	会計法第29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったものである。	-	3,016,000	-	-	-	-	-	-
レンズレス高指向性・高感度・非冷却・近赤外線通信用センサーデバイスに関する研究開発	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年5月30日	国立大学法人九州工業大学 福岡県北九州市戸畑区仙水町1-1	9290805003499	会計法第29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったものである。	-	2,925,000	-	-	-	-	-	-
低遅延・高信頼な産業用無線ネットワークシステムを用いた高精度測位に関する研究開発	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 田原 康生 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成30年5月31日	株式会社レイドリクス 福岡県飯塚市川津680-4 九州工業大学インキュベーション施設	9290001046146	会計法第29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったものである。	-	3,185,000	-	-	-	-	-	-